



ビューローベリタス仙台事務所をいつもご利用いただきありがとうございます。最新情報をお知らせいたします。

– INDEX –

【トピックス】

- ◆ 建築基準法施行令第 147 条の一部政令改正および令和 4 年告示第 1024 号の制定について（概要）
- ◆ 低炭素建築物の設定基準の改正について
- ◆ 令和 4 年 10 月 1 日より改正長期優良住宅法施行（BV MAGAZINE 11 October 2022）
- ◆ 令和 4 年 10 月 1 日施行 住宅性能評価制度 改正の概要
- ◆ 手数料改定のお知らせ（令和 4 年 10 月 1 日～）
- ◆ 大型看板の落下事故と屋外広告物点検について（BV MAGAZINE 11 October 2022）
- ◆ 建築知識のポン太くと学ぶ 用途別・建築法規 vol.36 | 飲食店 | 内装計画は燃えにくさまで考慮するんだポン！

【最新情報（法令・地域条例）】

<国交省関連>

- ◆ 令和 4 年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

<地域条例等>

- ◆ 秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

▼仙台事務所からヒトコト

- ◆ 営業 横田

【インフォメーション】

- ◆ 「屋外広告物の点検義務化の動向」-「設備と管理」2022 年 10 月号に記事を執筆
- ◆ 学校施設の非構造部材耐震点検について
- ◆ 建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第 12 条）業務のご依頼を承ります
- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ コラム「ガイドライン調査 - 調査内容と必要な資料 -」
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

トピックス

建築基準法施行令第 147 条の一部政令改正および令和 4 年告示第 1024 号の制定について（概要）

「建築基準法施行令第 147 条」の一部が改正（令和 4 年 9 月 2 日公布、同年 10 月 1 日施行）され、これと併せて「構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件」（令和 4 年国土交通省告示第 1024 号。以下「告示第 1024 号」という。）が制定されました。

制定告示は、令和 4 年 9 月 30 日公布、同年 4 月 1 日施行です。

→続きはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/221025.html

低炭素建築物の認定基準の改正について

2020年10月の内閣総理大臣所信表明演説において、2050年カーボンニュートラルについて宣言されたことや2022年2月の社会資本整備審議会の答申等を踏まえ、低炭素建築物認定基準の水準をより高い水準（ZEH・ZEB水準）に引き上げるため、2022年10月に都市の低炭素化促進に関する法律に基づく告示の改正が行われました。

<改正内容>

1. 認定申請単位の変更
2. 省エネ性能のZEH・ZEB水準へ見直し
3. 必須項目に再生可能エネルギー源を利用するための設備の設置に関する要件の追加
4. 選択項目の変更

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/ctc-business/lcb/>

令和4年10月1日より改正長期優良住宅法施行（BV MAGAZINE 11 October 2022）

令和3年5月に「住宅の質の向上および円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布されたことを受け、長期優良住宅認定制度において、新たに創設された災害配慮基準等の新基準の他、共同住宅における認定促進や脱炭素社会に向けた「省エネ対策の強化に係る認定基準の見直し」が実施され、新たな基準や制度が整備されました。

→続きはこちら <https://www.bureauveritas.jp/magazine/221011/005>

令和4年10月1日施行 住宅性能評価制度 改正の概要

住宅性能評価、長期優良住宅における改正省令、改正告示が令和4年8月16日（一部は令和3年12月1日、令和4年3月25日）に公布されたことに伴い、住宅性能評価業務においても改正が行われました。

・令和4年10月1日施行

- (1) 一次エネルギー消費量等級が必須評価事項となります。
- (2) 断熱等性能等級における等級6、等級7の創設 ※一戸建ての住宅のみ。
※結露防止対策についても等級6、7で基準が引き上げられます。
- (3) 評価書への数値の明示*は最高等級のみ可能になります。
*「外皮平均熱貫流率」「冷房期の平均日射熱取得率」「床面積あたりの一次エネルギー消費量」の明示

・新基準の適用タイミング

長期使用構造等確認、設計住宅性能評価の申請日ベースで適用されます。

各告示の施行前に設計住宅性能申請が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価、建設住宅性能評価は従前の例によります。

→詳しくはこちら（国土交通省ウェブサイト）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html

→住宅性能評価業務の詳細はこちら

<https://www.bvjc.com/ctc-business/hqa/>

手数料改定のお知らせ（令和4年10月1日～）

ビューローベリタスでは、近年の建築基準法等の制度改正によるサービスの追加、および審査・検査に要する業務量の増加に伴い、段階的に価格改定を実施しております。

このたび令和4年10月1日に手数料を下記のとおり改定しましたのでお知らせいたします。

対象業務	改定内容	改定日
適合証明業務	手数料の一部（フラット35S）	令和4年10月1日
住宅性能評価業務	手数料	
長期使用構造等確認業務	手数料 ※長期使用構造等確認業務（既存）の追加	

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220928.html>

大型看板の落下事故と屋外広告物点検について（BV MAGAZINE 11 October 2022）

近年日本各地で起きている大型看板の落下事故を受け、全国の自治体で屋外広告物の安全点検の義務化が進んでいます。今回は、落下事事故事例を参考に屋外広告物点検の義務化への流れをご紹介します。

→続きはこちら <https://www.bureauveritas.jp/magazine/221011/006>

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.36 | 飲食店 | 内装計画は燃えにくさまで考慮するんだポン！

建築のプロに必要な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2022年11月号（2022年10月20日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/221020.html>

最新情報（法令・地域条例）

国交省関連

●令和4年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

今年度の違反建築防止週間は、令和4年10月15日(土) から 21日(金)までを実施期間とすることといたしました。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m221025>

地域条例等

●秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

秋田市は令和4年9月28日付で秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を一部改正しました。この改正により、条例別表の特別工業地区内において、建築することができない建築別が新たに規定されました。

<特別工業地区内で建築することができない建築物>

住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの、図書館、博物館その他これらに類するもの。

詳しくは下記ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1018689/1035875.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

仙台事務所からヒトコト

少し前まで夏だと思っていたら、もう紅葉の季節が始まりますね。
私は昨年、一昨年と紅葉を見に旅行に行きましたが、タイミングが合いませんでした。
今年は旅行ではなく、近隣で紅葉を見ようと思います。
一日の寒暖の差が大きい時期となりましたので、くれぐれもご自愛ください。

営業 横田

インフォメーション

学校施設の非構造部材耐震点検について

非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成 27(2015)年 3 月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/school/>

建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第 12 条）業務のご依頼を承ります

- ✓ 建物オーナー等の発注者から依頼を受けても忙しくてお断りしている
- ✓ 手に負えない規模や、遠方エリア案件がある
- ✓ 人員不足の中、外注化して定期報告ビジネスを拡大したい
- ✓ 外壁打診調査など関連サービス※1 のみを外注化したい

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/outsourc/>

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、現在は年間 8,500 件（建築基準法 第 12 条 定期報告 7,800 件を含む、業界 No.1 実績*）の検査を実施しております。* 2020 年の年間検査実績/当社調べ

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

コラム「ガイドライン調査－調査内容と必要な資料－」

ガイドライン調査とは、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」により、国土交通省へ届出を行った指定確認検査機関等（以下、「ガイドライン調査機関」という）が実施する法適合状況調査のことです。今回は「調査内容と必要な資料」についてご説明します。

→続きを読む <https://kansa.bvjc.com/column/2016/000216.html>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2022 年 10 月 25 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
仙台事務所

〒980-8485 宮城県仙台市青葉区中央 1-2-3 仙台マークワンビル 11F
TEL:[022-716-1255](tel:022-716-1255) FAX:022-716-1256
MAIL:ctcbca.sen@bureauveritas.com

ウェブサイト: [Bureau Veritas Japan](#) | [建築確認](#)

(C) 2022 Bureau Veritas Japan